インターネット広告等を利用した新型コロナウイルス感染症 に関する広報業務仕様書

1 業務の名称

インターネット広告等を利用した新型コロナウイルス感染症に関する広報業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底、ワクチン接種促進などの感染症への備え及び感染症収束の場合の県民向け広報について、インターネット広告等を活用して効果的に行う。

4 業務内容

(1) 広報内容

本業務で広報する主なものは、下記のとおり。

項目			概要	時期
1	ワクチン接種促進		○ワクチン接種の有効性・副反応等の正しい情報提供○県大規模接種の案内○相談窓口や市町コールセンター等の周知○接種率の低い層への呼びかけ	適宜
2	感染症拡大	①場面に応じた 感染対策	○基本的な感染防止対策徹底の呼びかけ○屋外でのマスク着用等適切なマスク利用の呼びかけ	適宜
		②特定層への 注意喚起	○陽性確認数の割合が多い層への注意呼びかけ	適宜
3	感染時等の対応		○療養期間中に必要となる食料品、常備薬等の備蓄の呼びかけ ○陽性者登録支援センターへの登録等感染した場合の対応の 周知	適宜
4	支援・アフターケア		○事業者や生活困窮者への情報提供○後遺症、こころのケア、自殺防止等の窓口の周知	適宜
5	感染症収束時等の啓発		○県民割等の消費拡大キャンペーンの周知 ○産業振興、地域活性化に向けた事業等の周知 ○テレワーク、移住等のリスク分散の啓発 ○複合災害に備えた防災対策の啓発	適宜

※ 項目は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて臨機応変に対応すること。

(2) 広報戦略の検討

ターゲット層について分析し、各項目の内容に反映すること。

ただし、単なる数値データだけでなく、広報対象事業に関連する情報についても幅広く収集・分析し、広報効果の最大化に努めること。

(3) インターネット広告・SNS 広告・YouTube 広告等

【使用する媒体 例(各項目の数値も参考例)】

- ①インターネット広告:検索連動型広告、バナー広告(併せて23,000,000回以上表示)
- ②SNS 広告: LINE、Twitter 等 (13,800,000 回以上表示)
- ③YouTube (4,600,000 回以上再生)
- ④スマートニュース (13,800,000 回以上表示)
- ※その他、効果的な広告手段があれば提案すること
- ※最終的な広告手法は、県と協議の上、決定すること

(4) 広報素材の作成

広報する内容、使用する媒体に適切な広報素材(バナー、動画等)を作成すること。なお、作成したバナー、動画等のデータを本県へ提供すること。

(5) 目標設定

広告ターゲットの属性(年齢・性別等)に応じたアプローチ効果のある取り組みを提案すること。

(6) 効果測定

広告の効果(インプレッション数やクリック数等)を検証し、クリック率の向上や広告入 札単価を下げる改善策(キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの 見直し等)について、定期的に本県に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

5 協議、打合せ等

広報の内容及び時期については本県と協議・調整のうえ、実施すること。また、本県が必要とした場合、業務に関する協議および打合せを随時行うものとし、本県が指示する場合、 資料および情報の提供を行うものとする。

6 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

7 納品場所

T650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県庁2号館4階

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課

TEL: 078-362-4085

8 費用の上限額

25,000,00円(消費税額及び地方消費税の額を含む)

9 広告等を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告および動画を掲載しないよう配慮すること

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 上記以外で、本県が広告を掲載することが適当でないと認められるもの

10 留意事項

- 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本県に帰属する。
- ・ ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下「権利保有物」)については、受託者に留保するものとし、この場合、本県は権 利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- 前項で掲げるサイトに広告および動画が掲載されないようアドベリフィケーションツールを利用すること。万が一、掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本県に報告すること。